

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより導入された会計年度任用職員のうち常時勤務する者について、災害の補償に係る補償基礎額を規定する必要がある。